

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
パシフィックコンサル タンツ株式会社	東京都千代田区神田錦町3-2-2	5-000290

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。業者番号「5-」は県外建設コンサルタントの有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年5月14日 ~ 令和4年11月13日(6箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

市が発注する工事等

4 事実概要

パシフィックコンサルタンツ株式会社の使用人及び株式会社ジイケイ設計の使用人は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁(呉羽山・城山連絡橋)設計業務委託」の契約に関し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。その後、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕された。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(談合及び競売入札妨害)第7項に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 7 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(前項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部管財課契約係  
ひたちなか市東石川2-10-1  
電話 029-273-0111